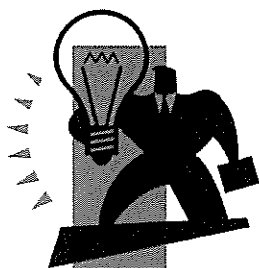


柔道整復師養成分野における 第三者評価モデル事業 外部評価者研修

平成28年度第三者評価モデル事業



平成28年10月23日、28日

本研修の目的

□柔道整復師養成施設での分野別第三者評価モデル事業における外部評価委員を対象に、
□外部評価の実施に向け、評価の考え方をはじめ、評価の仕組みや評価基準の理解を深めると共に、具体的な評価方法を習得する。

□担当：高橋 稔（早稲田速記医療福祉専門学校）

- ・平成16年度より所属校の自己点検・評価、平成21年度及び26年度において第三者評価を担当
- ・平成25年度において学校関係者評価のモデル事業を担当
- ・平成27年度の柔道整復師養成分野別第三者評価モデル事業の評価者研修を担当
- ・私立専門学校等評価研究機構第三者評価委員、ISO品質マネジメント審査員

本日の予定

時刻	予定
11:00	・集合、オリエンテーション
11:10	・学校評価の意味 ・第三者評価の考え方、評価業務の進め方
12:00	・柔道整復師養成分野の第三者評価基準の構成と考え方
12:30	昼食・休憩～13:30

時刻	予定
13:30	・第三者評価基準 要求事項の理解 分野別評価項目の理解
14:30	休憩
14:40	・第三者評価 確認と評価の手順 ・自己点検・評価報告書記述と評価の手順
15:40	・参考事例による演習 ・記述例から確認手順を説明、確認 ・第三者評価報告書の記述方法
16:30	・質疑応答、意見交換
17:00	・終了

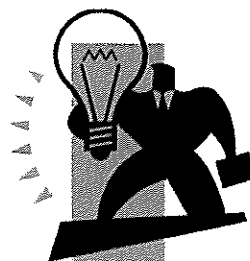
資料1

学校評価

自己点検・自己評価

学校関係者評価

第三者評価



学校評価と要求事項

■平成19年10月30日

学校評価に係る学校教育法施行規則等の
一部を改正する省令の施行

- 自己評価の実施、結果の公表義務
- 学校関係者評価の実施、結果公表の努力義務
- 評価結果の設置者への報告

学校評価と職業実践専門課程

□文部科学省による学校評価ガイドライン

- ・学校評価の定義・整理
 - 自己評価
 - 学校関係者評価
 - 第三者評価
- ・評価項目の設定
- ・評価主体と実施体制
- ・評価結果の公表
- ・積極的な情報提供

□職業実践専門課程認定要件

- ・修業年限2年以上、授業時数1700時間、62単位以上
- ・教育課程編成委員会設置
- ・産学連携による実習・演習等
- ・産学連携による教員研修
- 学校関係者評価委員会設置
- 学校関係者評価の実施・結果公表
- ・積極的な情報提供

評価機構資料より

学校評価の定義(文部科学省ガイドライン)

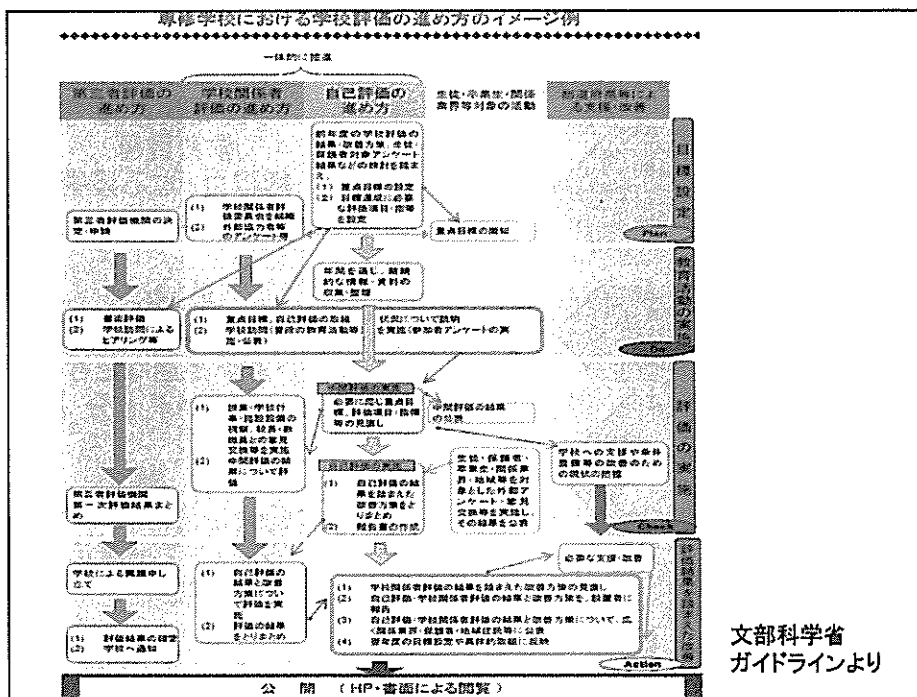
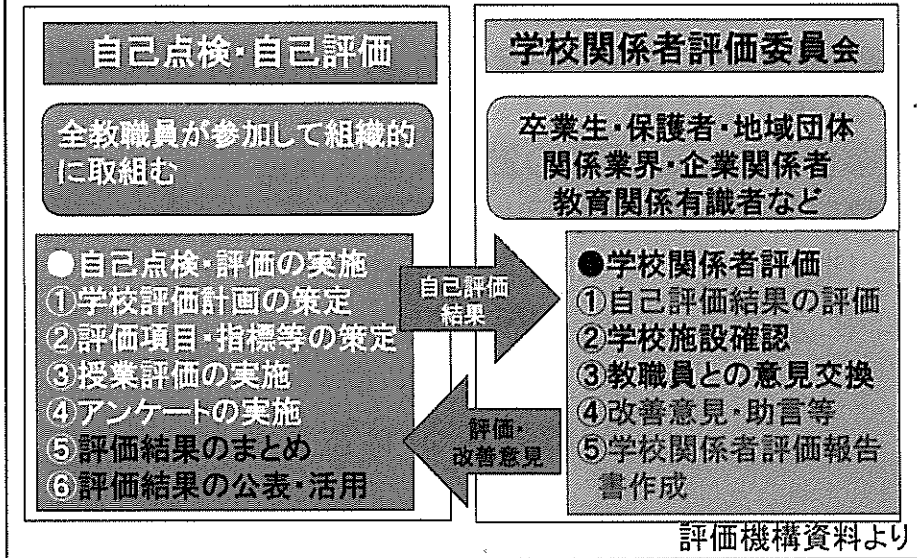
●自己評価

各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について評価を行い結果を公表する。

●学校関係者評価

生徒、卒業生、企業・関係施設、業界団体、中学校・高校等、自治体等の学校関係者などを、学校自らが選任し、構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価を行い、改善に向け専門的な助言を行うとともに結果を公表する。

自己評価と学校関係者評価



自己点検・自己評価

- 教育活動と学校運営の改善のために行う活動
- 適用されている法律や制度に示された基準等を満足する活動
- 自分たちの仕事の質を保証する活動
- PDCAサイクルを回した活動

Plan → Do → Check → Act →

P:決める → D:決めた通りやる →

→ C:点検・確認・評価する →

→ A:改善する・維持する →

7

重点目標の設定

○教育目標・教育目的
○育成人材像
○伸ばしたい学校の特色

○前年度の評価結果
○設置法人の方針

○達成目標
・授業改善
・組織体制強化
・就職率、資格取得率

○実習先からの要望
○保護者からの意見
○授業評価・公開結果

重点目標の設定

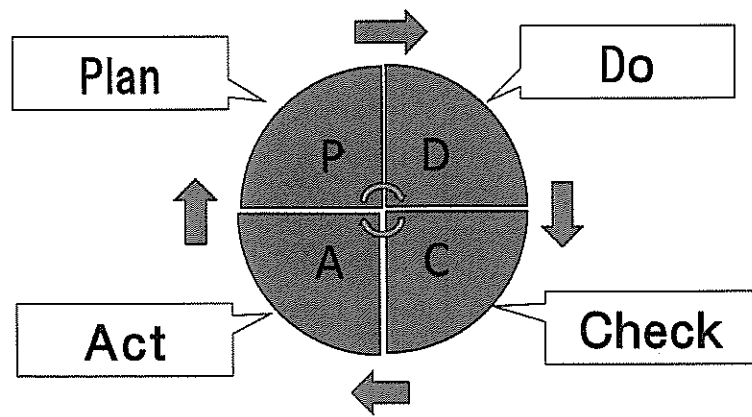
目標設定例
教育目標
即戦力となる技術者の養成

現 状
実習先からの意見・意思疎通など社会性が不十分

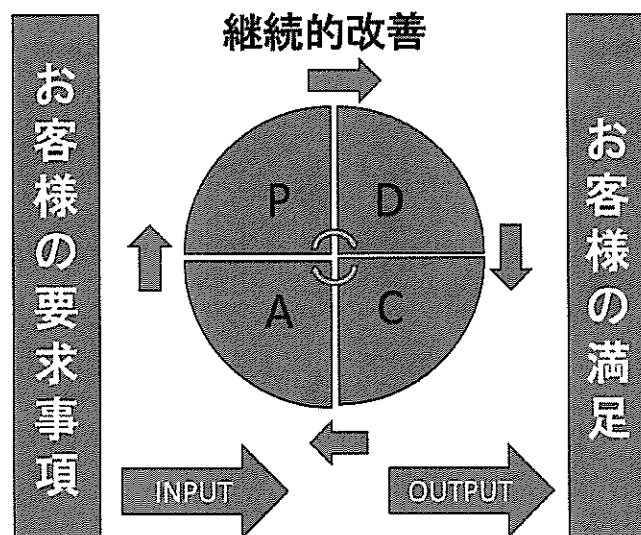
目 標
社会性を身につけるキャリア教育の充実

評価機構資料より

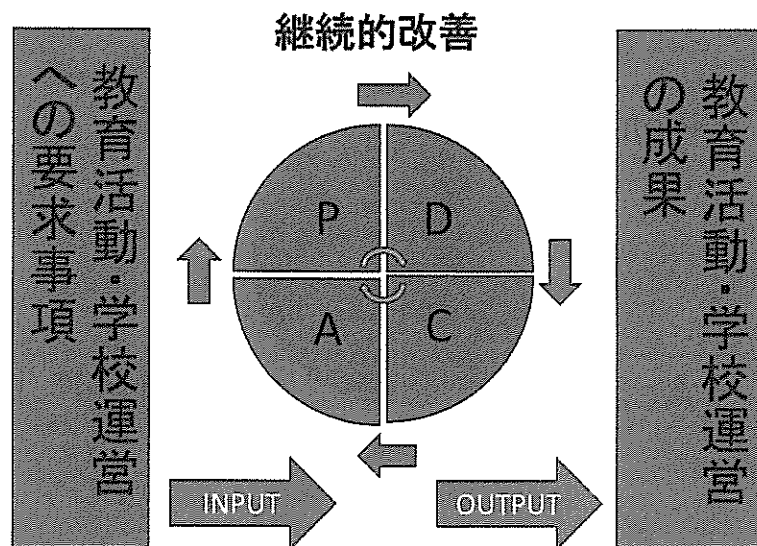
PDCAサイクル



PDCAサイクル ISO9001-2008

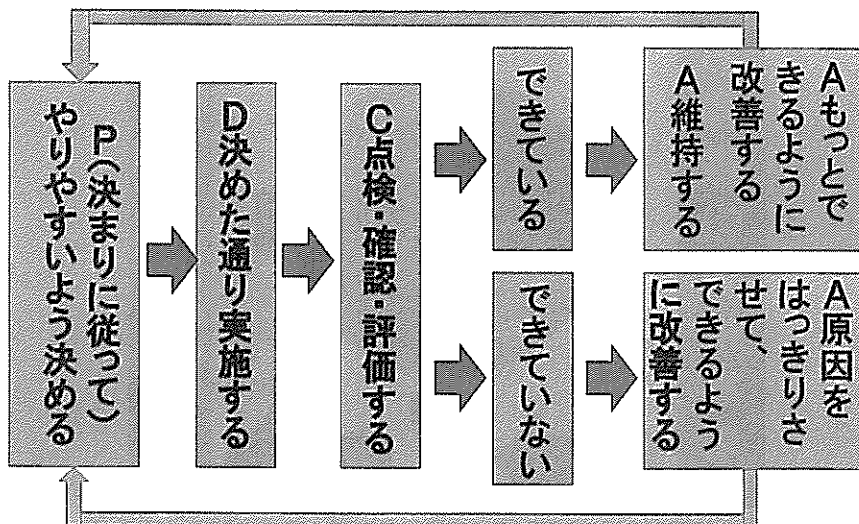


PDCAサイクル 教育活動と学校運営



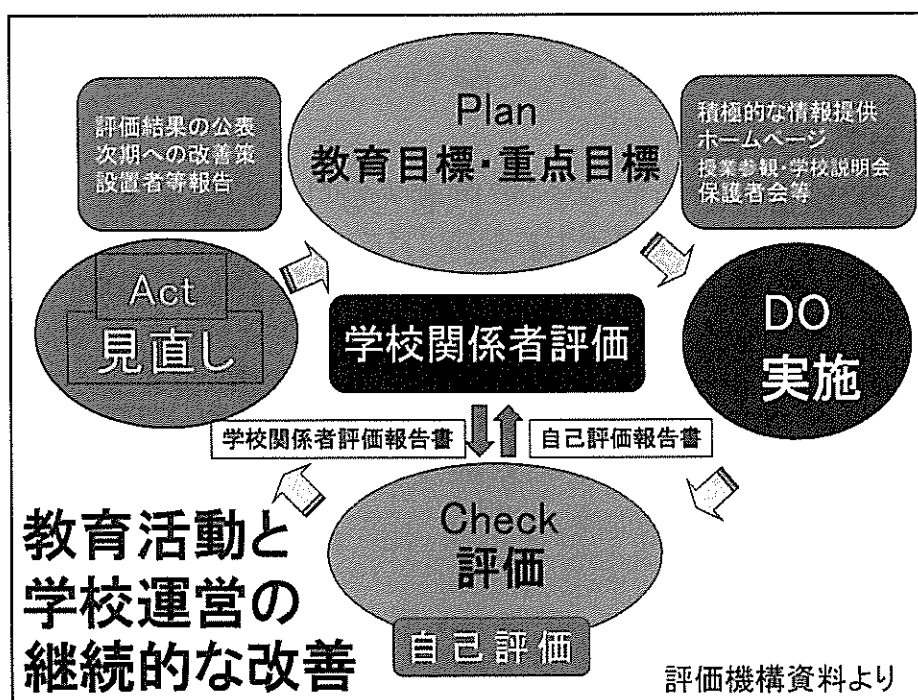
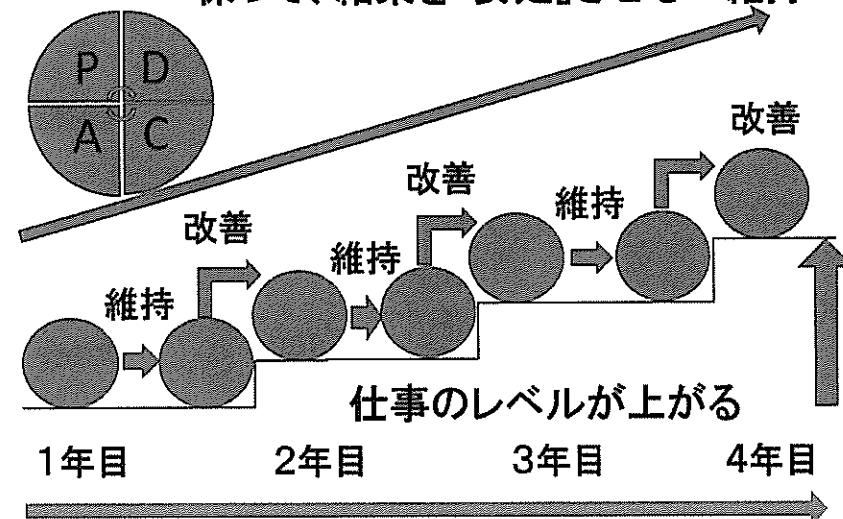
PDCAサイクルを回した活動

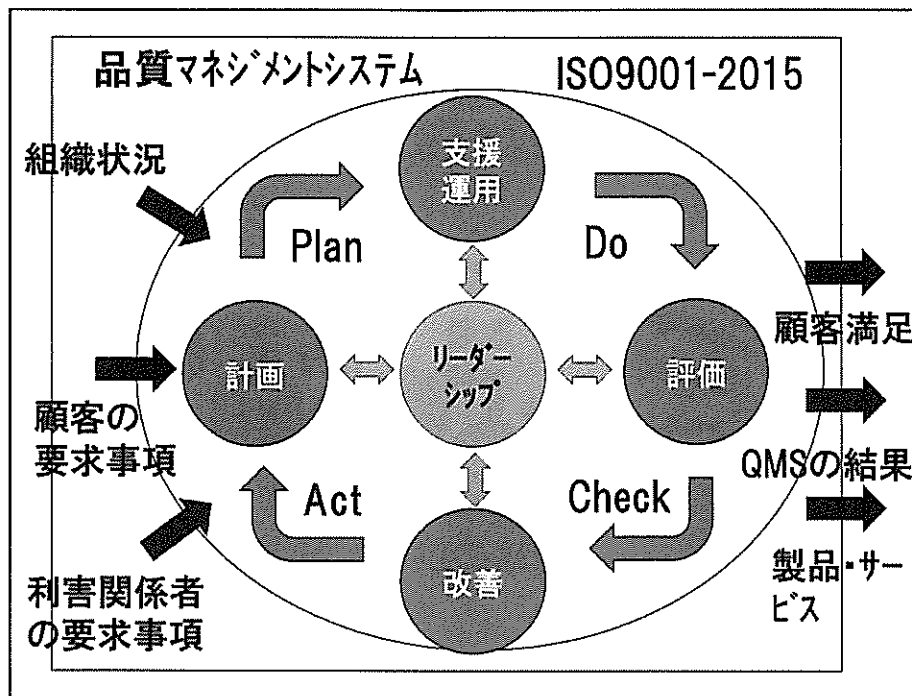
●教育活動と学校運営



●PDCAサイクルによるカイゼン

- ・変えて、結果を「向上」させる＝改善
- ・保って、結果を「安定」させる＝維持

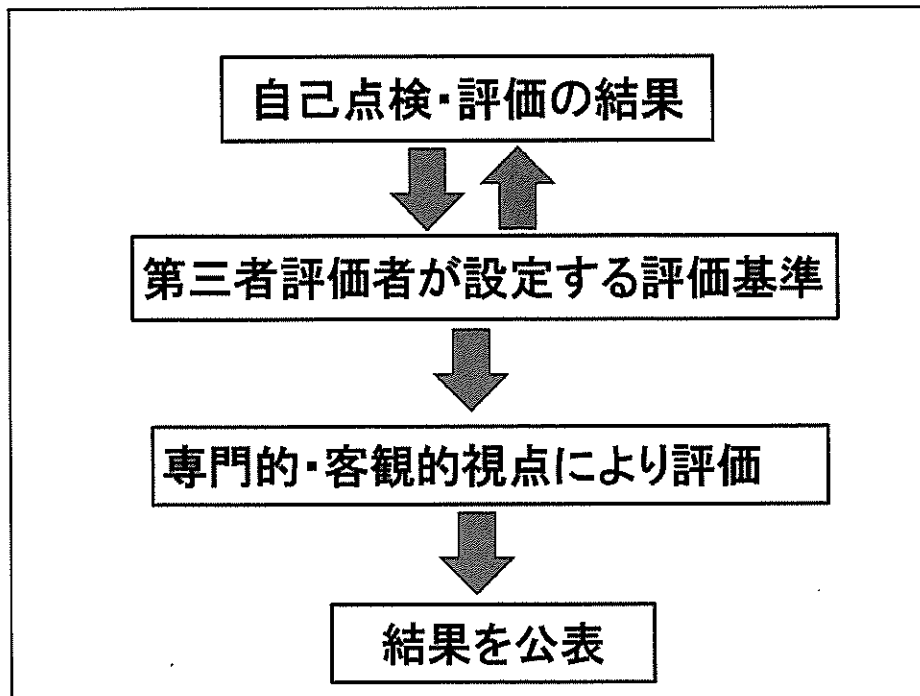




学校評価の定義(文部科学省ガイドライン)

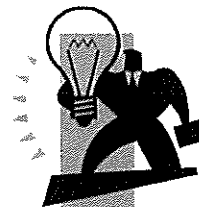
● 第三者評価

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心に、当該学校から独立した第三者の評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者評価者が設定する評価基準に基づき専門的・客観的視点から評価を行い公表する。



第三者評価の考え方 評価業務の進め方

- ☐ 今回実施する第三者評価の考え方
- ☐ 使用する第三者評価基準
- ☐ 業務手順
- ☐ 評価業務と使用文書



今回実施する第三者評価の考え方

機能評価		成果 Out come
構造 Structure	過程 Process	

- 提出された「自己点検・評価報告書」と「参照資料」から、以下を確認する。
 - ・構造と過程の適合性、適切性
 - ・活動の成果、達成具合、進み具合

機能評価とは

- 組織が仕事を進める上で必要とされる基本的な機能を備えているかを評価する。※
 - ☐ 仕事を行い、成果を生むことのできる構造であるか
 - ☐ どのように仕事をするようになっている(過程)のか、仕事を進める仕組みがあるか
 - ☐ どのように仕事をしたのか、仕組みに基づいて仕事をしているか
- ※構造と過程が適切＝仕事を進める上で必要な機能を備えているなら、良い成果が得られるだろうという考え方

☐構 造

●教育活動、学校運営を適切、適正に行うための組織の枠組み。

- ☐法律、指定基準
- ☐設置基準、認定要件
- ☐教育理念、教育目的
- ☐施設、設備、機器、備品
- ☐教職員、教職員組織、管理体制
- ☐収支、経営状態 など

☐過 程

●どのような教育活動、学校運営を、どのように行うようになっているのか、行ったのか、その仕組み、手順、記録など。

- ☐運営方針、事業計画
- ☐カリキュラム、授業
- ☐学校・学科運営、教育環境
- ☐学校生活支援、就職支援
- ☐学生募集
- ☐社会貢献
- ☐自己点検・評価、学校関係者評価
- ☐特色のある取組 など

□成 果

●教育を提供した結果、達成度、満足度など。

□卒業

□資格取得

□進級、単位取得

□就職

□卒業生の社会的評価 など

●自ら設定した目標に対する成果、達成度、活動の進み具合など。

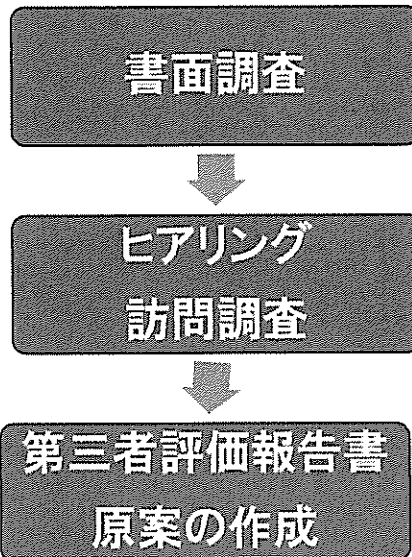
※ここは現在「学修成果」としていろいろ議論されているところです

使用する第三者評価基準

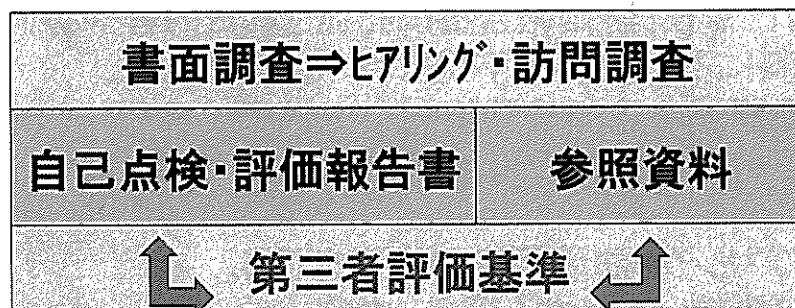
**柔道整復師養成分野
第三者評価基準書
(素案Ver.2.0)**

平成27年3月

第三者評価の業務手順



評価業務と使用文書



- 自己点検・評価報告書の記述内容を参照資料で確認する、ヒアリング・訪問調査も行って、
- 第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認、評価する。

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容と参照資料※を点検して、
- 第三者評価基準の評価項目の要求事項を満足しているかを確認する。



- 第三者評価基準の評価項目の要求事項を満足していると判断できる記述と
- それを裏付ける参照資料※を確認する。

※資料の有無とその記載内容(記録)

書面調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容や参照資料に不明な点や不足な点がある場合は、
 - 記述の追加や訂正
 - 必要な資料の追加提出 などを依頼する。
- ヒアリング・訪問調査の準備を行う。
 - 質問、確認する項目、内容
 - 追加提出や現地確認を行う資料 など。

ヒアリング・訪問調査

- 自己点検・評価報告書に記述された内容の趣旨、意図や不明点、疑問点、また、追加提出された資料の内容について、
 - 該当する項目毎に担当者、関係者へ質問して、確認する。
-
- 学校を訪問し、自己点検・評価報告書に記述された内容、説明のとおり実施、運営、管理されているかなどについて、
 - 実際の教育活動と学校運営の状況や施設・設備の状態を確認する。

ヒアリング・訪問調査

- 事前に伝達してある質問、追加資料、確認事項
 - 必要に応じて追加の質問
 - 理事会の議事録など、参照資料として提出されていない(提出できない)記録、資料の提示
-
- 自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを確認する。
-
- 今回は、学生へのインタビューによる確認も行う。

第三者評価報告書原案の作成

●総評：中項目へのガイド記述

□大項目ごとに概観や特長に関する総合記述

□大項目内の各中項目の評価概観や特長のまとめを記述

●中項目の評価結果：

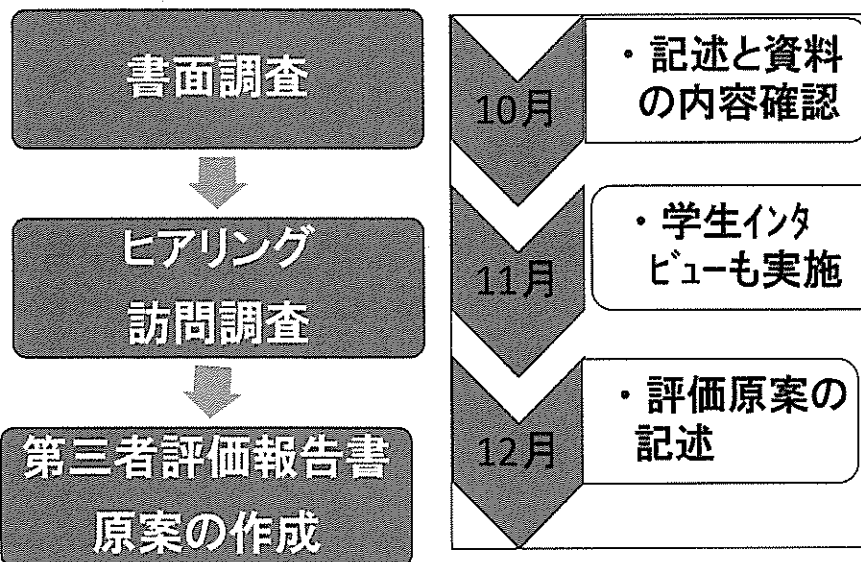
□評価基準の評価項目の要求事項への確認結果から、次の2点に関する記述

(1)特長として評価する点

(2)更なる向上を期待する点

□モデル事業では基準適合の有無は記述しない
具体的には「確認と評価の手順」で説明

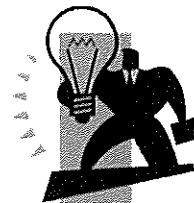
第三者評価担当部会における業務の流れ



第三者評価基準

構成と考え方

- 第三者評価基準の構成
- 第三者評価基準の考え方



柔道整復師養成分野 第三者評価基準のイメージ

I 専門特化した基準

- 専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目**
H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラム」を産学が連携して評価するモデル事業の実践における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導
- 生涯学習の意欲を醸成する教育
先達柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導
 - 特徴ある教育活動・学校運営等
理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取組み
- 専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目**
- 認定実技講習における高貴項目に对应した実技指導
柔道整復師試験附設
 - 柔道整復師国家試験合格に对应した指導

Should
質的向上
のための
基準

↑

Must
基本的基準

柔道整復師関係団体の連携による
生涯学習によるキャリア形成を通じた柔道整復師の質向上

- 「卒後臨床研修における医療人講座」
柔道整復師試験附設
- 「認定柔道整復師制度におけるキャリア形成の観点」
日本柔道整復師協会
- 「生涯学習単位取得制度」
日本柔道整復師会

項目・基準の抽出・分類の
詳細は別紙参照

II 共通する基準

※ガイドライン準拠を基本

Must
基本的基準

- II 共通する基準-2 ※専門性も含む基準
内容により自己目標の設定・成果・基準・要件適合性を評価する項目

● II 共通する基準-1 ※主に基準・要件適合性を評価する項目

- | | |
|--|--|
| II 学校運営
事業計画・運営組織・人事・制度・意思決定等
V 学生支援
中途退学・相談・保護者との連携等 | VI 教育環境
実習・演習・防災・安全管理等
VII 学生募集
募集活動・進考・学納金会等
VIII 財務
IX 法令遵守 |
|--|--|

- | |
|--|
| I 理念・目的・人材像
III 教育活動(目標設定・教育方法・成績評価・教員及び教員組織等)
IV 学修成果(知識・資格・卒業生の評価)
V 学生支援 (5-21卒業生)
VI 教育環境 (6-22施設・設備)
X 社会貢献・地域貢献 |
|--|

柔道整復師養成分野第三者評価基準書(素案Ver.2.0)より

第三者評価基準の構成

1. 大項目

1.1 中項目

1.小項目

2.小項目

3.小項目

1.2 中項目

4.小項目

5.小項目

1.3 中項目

6.小項目

7.小項目

8.小項目

9.小項目

第三者評価基準の構成

基準	内容
大項目	・基本区分、タイトル的な位置付け10項目 ・前文に基準の背景、意味、狙い等 ・総合評価を記述する
中項目	・評価の基本となる37項目 ・小項目をまとめた評価単位 ・項目ごとに評価結果を記述する
小項目	・評価の視点：中項目を構成する指標 ①養成校に必要とされる基本事項 ②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を検証する視点

第三者評価基準の考え方

□中項目:37

- 自己点検・評価報告書の記述単位
 - ・「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された視点を網羅したもの
- このくくりで、評価結果を記述する
 - ・なお、モデル事業では基準適合の有無は確認するが記述しない、記述するのは
 - (1)特長として評価する点
 - (2)更なる向上を期待する点

第三者評価基準の考え方

□小項目＝評価の視点:68

- 専門学校に共通の項目:32
(専門学校等評価基準書Ver4.0)
 - 柔道整復分野の専門特化項目:36
(共通18＋質向上13＋基本的5)
 - 小項目(評価の視点)は疑問形「～いるか」で書かれているが、これは
 - ①養成校に求められる基本事項
 - ②学校が教育目的実現に向けた努力と成果を要求、確認する事項 であり、
- ★「要求事項」＝「～いること」と読む。

小項目の内容	
評価の分類	・基本的基準:Must
	・質向上のための基準:Should
	・背景:基準・専門=Must
	・要求内容:目標・質・成果=Should
+	
具体的な確認項目、確認資料	
チェック項目	・小項目の要求事項を具体的に確認(点検)する指標
参照資料	・チェック項目への適合を確認する客観的な証拠

評価の分類:		
分類		意味
基本的基準 (基本)	Must	養成校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目
質的向上のための基準 (質向上)	Should	教育目標実現に向け基本的基準を超えて質的向上を図ろうと実践している事項を問う評価項目
★分野別評価項目＝質向上(Should)：目標、課題の設定⇒取組の成果、達成度		

評価の観点：小項目が要求していること

観点	意味	分類
基準	専門学校設置基準、指定規則、学校としての基本的事項	Must
専門	職業実践専門課程指定要件、分野の基本的事項	Must
目標	自己目標、学習成果を中心とした目的・目標	Should
質	内部質保証の取組	Should
成果	設定した学習成果等の達成	Should
★分野別評価項目＝専門(Must)：要件を満足 ＝目標(Should)：目標の設定⇒取組の成果、達成度		

具体的な確認・点検項目、確認資料

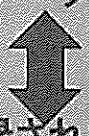
□小項目のチェック項目：302項目

●小項目(評価の視点)を満足しているかを判断するための具体的な確認・点検項目。

★これも「要求事項」＝「～いること」と読む。

●自己点検・評価報告書に記述された内容が第三者評価基準の要求事項を満足しているかを、この項目で確認、点検する。

□参照資料

- 第三者評価基準の要求事項を満足している事実を証明する客観的な証拠。
 - 添付必須の資料もある。
 - 自己点検・評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを、参照資料の有無とその記載、記録(データ等)から確認する。
- 
- 資料に記載、記録されている内容から、自己評価報告書に記述された内容が要求事項を満足しているかを判断する。